

# 令和5年度事業計画書

危険物の安全確保を図り、広く危険物災害の防止等を推進するため、関係官庁及び関係団体との連絡調整、情報交換等を図り、以下に掲げる事業を行う。

## 1 危険物に関する安全思想の普及・啓発

- (1) インターネット環境を活用した情報発信  
パソコンやスマートフォンの普及により、誰もが手軽にアクセスできるようになったホームページ等で、危険物に関する情報を広く発信する。
- (2) 広報誌、小冊子等の発行  
会員、危険物取扱者及び一般住民など、ターゲット毎に必要な情報を盛り込んだ広報誌、小冊子等の編集、発行を行う。
- (3) 危険物安全週間に関する事業の推進  
危険物の安全管理に係る功労者及び事業所等に対する表彰をはじめ、危険物安全週間関係事業の推進を行う。
- (4) 研修会等の開催  
危険物施設関係者を対象として開催し、知識、技術の習熟を図る。

## 2 公益事業基金事業に係る危険物の安全対策の推進

公益事業基金を活用し、危険物の安全対策を促進するため、都道府県危険物安全協会（連合会）等が実施する危険物の安全思想の普及・啓発事業等に対する助成の充実を図る。

## 3 危険物の安全対策に関する調査研究

危険物取扱者資格の幅広い層への受験促進を図るため、様々な分野で活躍する危険物取扱者への密着取材等による実写動画を制作するとともに、資格取得支援のためのアニメーション動画の制作及び検証を行う。

- (1) 様々な職場で活躍する危険物取扱者への密着取材等を通じ、危険物を取扱う職場の知られざる魅力や危険物が私たちの生活に欠かせないものであることをアピールし、これまで危険物取扱者に縁のなかった人たちへの受験につながるため、YouTube 実写動画を制作する。
- (2) 工業高等専門学校及び工業高校の教師から、生徒に教えるのが難しいとの意見が多かった「危険物に関する法令」の科目内容についてのアニメーション

ン動画教材を制作する。

- (3) 工業高等専門学校及び工業高校の生徒を対象に、これまでに制作したアニメーション動画教材の視聴及びアンケート調査を行い、その結果を今後の動画教材の再設計及び改良に活用する。

#### 4 危険物取扱者の法定講習等に対する支援

- (1) 法定講習に係る教材の編集、発行
  - ア 法定講習に係るテキストを編集、発行する。
  - イ オンライン保安講習に係る教材を編集、発行する。
  - ウ 法定講習等に係る視聴覚教材(DVD)を編集、作製する。
- (2) 教養図書等の編集、発行
  - ア 危険物取扱者の資格を取得するための準備講習に係るテキストを編集、発行する。
  - イ 準備講習に係るテキストの内容について、充実と利便性の向上を図るため、IT環境を活用して映像資料のほか模擬試験問題などを配信する。
  - ウ 「危険物取扱者・作業従事者のための事故防止チェックリスト」(小冊子)を編集、発行する。
- (3) 法定講習等の講師に対する資質向上の支援
  - ア 法定講習に係る全国的な講習内容の水準確保等を図るため、法定講習の講師を対象とした研修会を行う。今年度については、コロナウイルス感染症の影響等も考慮して映像配信方法で行う。
  - イ 危険物の保安に携わる危険物取扱者を養成するための準備講習の内容充実を図るため、準備講習の講師に対するサポートなどの支援を行う。
- (4) 法定講習受講手数料の改定に向けた取り組み

都道府県危険物安全協会(連合会)が実施する法定講習について、実態に即した手数料に改定されるよう令和6年度の要求に向けた実態調査等を行う。
- (5) オンライン保安講習の共同運用に向けた取り組み

オンライン保安講習の共同運用の実施にあたり、都道府県危連の事務担当者の業務をサポートするために練習用の基盤を準備するほか、担当者に対する事務説明会を開催するなどの支援を行う。
- (6) オンライン準備講習の製作に係る検討

デジタル化社会の実現に向けた対応の一環として、現在、対面式で行われている危険物取扱者資格取得準備講習会のオンライン配信方式の導入に向けた検討、準備を行う。

## 5 地下タンク等及び移動貯蔵タンクの定期点検事業等の推進

- (1) 点検技術者を養成するための初回講習及び初回講習修了者の点検技術の維持向上を図るための定期講習について、昨年から開始したオンライン講習をメインとして開催するとともに、オンライン講習を受講できない方向けに従来の対面講習も一部残して対応するなど、講習の充実及び受講促進を図る。
- (2) 点検技術者に対して、点検方法及び安全管理の問題点等に関する情報提供を行い、定期点検の適正な業務の推進を図る。
- (3) 認定事業者に対して、指導員制度を推進し、点検技術者の資質の向上を図る。
- (4) 地下タンク等の漏れの点検方法、機器等の性能評価を行う。

## 6 鋼製地下タンクFRP内面ライニング施工事業等の推進

- (1) 認定事業者に対して、施工方法及び安全管理の問題点等に関する情報提供を行い、FRP内面ライニング施工の適正な工事の推進を図る。
- (2) 認定事業者に対して、当協会職員による実態調査及び指導を行い、管理・監督者及びライニング施工者の資質の向上を図る。

## 7 危険物災害防止対策推進のための消防機関等への支援

- (1) 「危険物事務の合理化・効率化に係るデータシステム」の構築  
危険物施設の設置許可等に係る審査事務の補助となる運用通知、運用指針、執務資料等をシステム化して、チェックリスト項目に関連する根拠データを、パソコンやスマートフォン等から合理的・効率的に閲覧できる消防機関支援用システムを構築する。  
また、過去に作成した各種マニュアル等の教材を現状に合わせた最新の内容にシステム化し、当該システム上で閲覧できるようにするため、新たに「監修委員会」を設置して見直し作業に取り組む。
- (2) 研修会の開催
  - ア 消防職員を対象とした「企業防災対策指導研修」の開催  
消防機関への支援として「危険物貯蔵所及び給油取扱所の設置許可等に係る審査事務用チェックリスト」、並びに過去に作成した「大地震を想定した給油取扱所等の安全確保に関する指導要領」の動画教材を制作し、全国市町村の消防職員を対象としたオンラインによる研修を行う。
  - イ 事業所を対象とした「事故防止研修」の開催  
危険物施設を保有する事業所の要請に応じて、事業所への講師派遣又はオンラインにより、危険物事故の防止等に係る防災講話を実施する。